

でんき契約約款（中部電力・KDDI）料金表（いいだのでんき） 新旧対照表 [2020年4月1日実施]

| 【旧】改定前 | 【新】改定後 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">料 金 表（いいだのでんき）</p> <p>でんき契約約款（中部電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、いいだのでんき（飯田グループホールディングス株式会社およびホームトレードセンター株式会社がKDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）より委託を受けて申込受付等を行う電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表（いいだのでんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDI が定めます。</p> | <p style="text-align: center;">料 金 表（いいだのでんき）</p> <p>でんき契約約款（中部電力・KDDI）（以下「でんき約款」といいます。）における、いいだのでんき（飯田グループホールディングス株式会社およびホームトレードセンター株式会社がKDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）より委託を受けて申込受付等を行う電気の供給等のサービスをいいます。）に関する電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表（いいだのでんき）（以下「料金表」といいます。）において、KDDI が定めます。本料金表のほか、KDDI の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにでんき約款および料金表による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p> |
| <p>7 料金等の支払い</p> <p>(1) 料金その他のでんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客様の債務（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> | <p>7 料金等の支払い</p> <p>(1) 料金その他のでんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客様の債務（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客様の承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) お客様等からのお申し出により、KDDI が承諾した場合には、KDDI が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取扱いを行います。</p> |

| 【旧】改定前 | 【新】改定後 | | | | | | |
|---|---|-----------|----|------|--------------------------|-------------------|-----------|
| | <p data-bbox="1126 194 2119 272">(5) お客さまは前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（窓口支払手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" data-bbox="1234 279 2013 421"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 279 1563 327">区分</th> <th data-bbox="1563 279 1805 327">単位</th> <th data-bbox="1805 279 2013 327">手数料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 327 1563 421">払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）</td> <td data-bbox="1563 327 1805 421">払込取扱票の発行 1回ごとに</td> <td data-bbox="1805 327 2013 421">税抜額 100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1126 427 2119 512">(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p> | 区分 | 単位 | 手数料額 | 払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料） | 払込取扱票の発行 1回ごとに | 税抜額 100 円 |
| 区分 | 単位 | 手数料額 | | | | | |
| 払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料） | 払込取扱票の発行 1回ごとに | 税抜額 100 円 | | | | | |
| <p data-bbox="479 571 712 603">附 則（実施期日）</p> <p data-bbox="107 667 707 699">この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。</p> | <p data-bbox="1496 571 1729 603">附 則（実施期日）</p> <p data-bbox="1126 667 1939 699">この料金表は、2019年10月1日-2020年4月1日から実施いたします。</p> | | | | | | |